

第4章 施策の展開

- ・【現状と課題】の中で「県民調査」とあるのは、平成25年度に奈良県が実施した「高齢者の生活・介護等に関する県民調査」を指します。図表に出典の記載がないものは、同調査結果によるものです。
- ・また、「前回調査」という表記は、平成21年度に奈良県が実施した「高齢者の生活・介護等に関する実態調査」を指します。

凡例 県民調査における対象者の区分

若年者：40～64歳の方

一般高齢者：介護を要しない65歳以上の方

要介護認定者：要介護または要支援の認定を受けている方

施設入所者：介護保険施設（特養、老健など）に入所されている方

サービス事業所：介護保険サービス事業所

介護サービス従事者：介護保険サービス事業所で就労している方

医師：医院・診療所

民生委員：市町村より委嘱されている民生委員の方

市町村・地域包括支援センター：市町村の高齢者福祉・介護保険担当課および地域包括支援センター

第4章 施策の展開

地域包括ケアシステムの構築

1 地域におけるネットワークの整備

高齢者の多くは自宅で最期を迎えることを希望されており、たとえ介護が必要な状態になっても地域で暮らし続けられるよう、高齢者を支える地域におけるネットワークの整備を進めます。

【現状と課題】

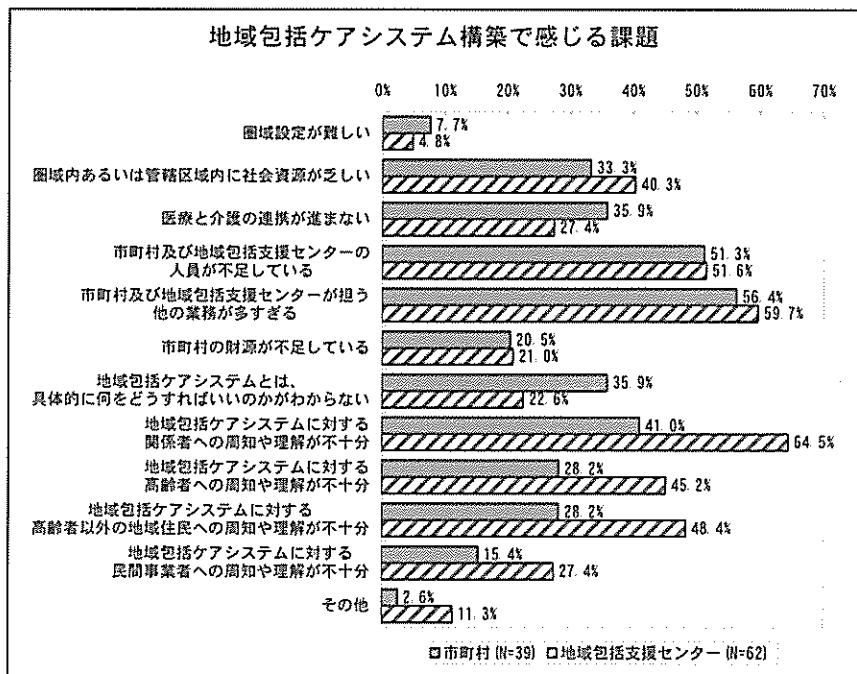
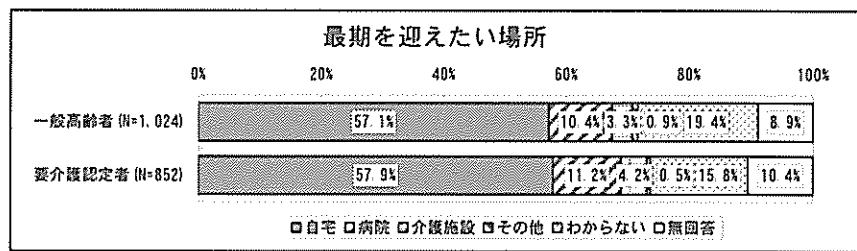
県民調査によると、自宅で最期を迎えることを希望している高齢者が多くなっています（一般高齢者 57.1%、要介護認定者 57.9%）。[右図]

高齢者が自宅で最期を迎えるためには、たとえ介護が必要になってしまっても、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要です。

県内の市町村・地域包括支援センターに、地域包括ケアシステムの構築に関して感じている課題をたずねたところ、人員不足、業務過多、システムの周知・理解不足、社会資源の不足などの課題が多く挙げられています。

[右図]

そういう課題に対応するためには、支援の必要な高齢者を支えるための地域におけるネットワークの整備と、市町村・介護サービス事業者・医療関係者などの関係機関の連携した活動が不可欠であり、特に、コーディネーター役となる地域包括支援センターの機能強化が必要になります。



【施策の展開】

ネットワークの整備

県・市町村の地域包括ケア推進体制の整備を進めるとともに、支援が必要な高齢者を地域で支えるためのネットワークづくりを推進します。

○ 地域包括支援センターを中心としたネットワークづくり

地域包括支援センターを中心に、市町村、介護サービス事業者、医療関係者など、関係機関の連携を強化します。また、社会福祉協議会、民生委員、自治会、老人クラブ、地域住民等を含めた地域でのネットワークの構築を推進し、支援が必要な高齢者の見守り・サポート体制の確立に努めます。

【実施主体：県・市町村・民間・県民】

○ 地域ケア会議の充実

高齢者が介護の必要な状態になっても、可能な限りその能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、地域ケア会議を開催し、多職種協働による地域の課題への対応を通じて、地域のネットワーク構築に繋げます。また、自治会代表等地域住民の地域ケア会議への参加を促進します。

【実施主体：県・市町村・民間・県民】

○ モデルプロジェクトの展開、成果のPR

健康長寿まちづくり検討会議において部局横断的な検討を行い、モデルプロジェクトの実践に取り組むとともに、プロジェクトの成果を広報し、他市町村での包括ケアシステムの構築に繋げます。

【実施主体：県・市町村】

地域包括支援センターの機能強化

「地域包括ケアシステム」の構築において、その中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図ります。

○ 地域包括支援センターの人材育成

地域の高齢者や家族に対し、介護のみならず権利擁護や生活支援など様々な相談に対応できるよう人材育成を図ります。

【実施主体：県・市町村】

○ 地域包括支援センターの活動の充実

「地域包括支援センター長会議」や「地域別の地域包括支援センター連絡会」における研修や情報交換を通じて、多様な課題への対応力の向上を図り、地域包括支援センターの活動の一層の充実を目指します。

【実施主体：県・市町村】

○ 市町村・地域包括支援センターへのアウトリーチ支援

「地域包括ケア推進支援チーム」により、「地域ケア会議」の開催充実に向けた支援や「見える化」活用に係る助言等、市町村・地域包括支援センターへのアウトリーチによる支援を行い、各市町村における地域包括支援センターの機能強化を図ります。

【実施主体：県・市町村】

地域包括ケアシステムの構築

2 在宅医療・介護連携の推進

自宅で介護を受けたいと考えている人が多く、また医療が必要な高齢者の増加により、限られる医療機関からあふれ出た医療的ニーズを抱えた在宅高齢者の増加が見込まれる中、介護サービス事業者や医療機関は、在宅医療・在宅ケアのために互いの関係を深める必要があるため、在宅医療と介護の連携を推進します。

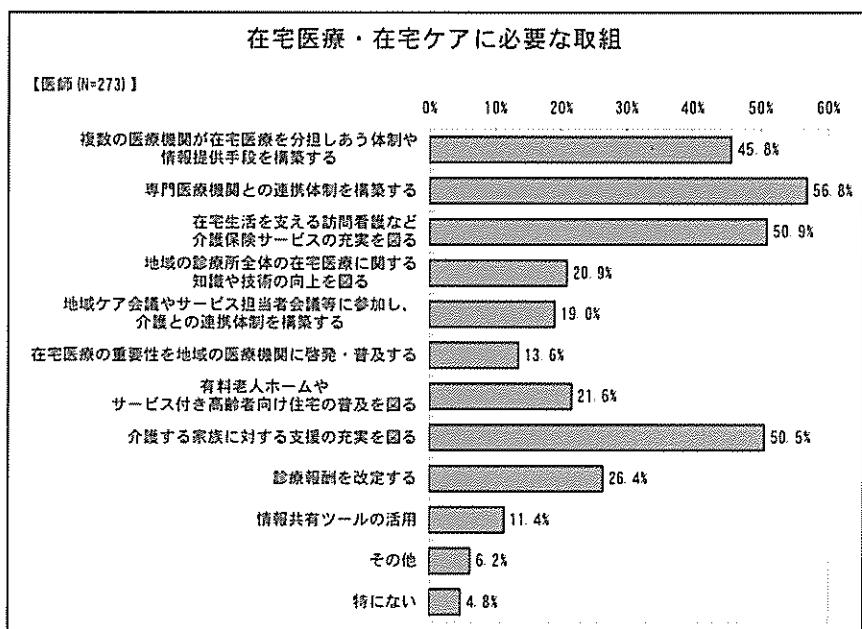
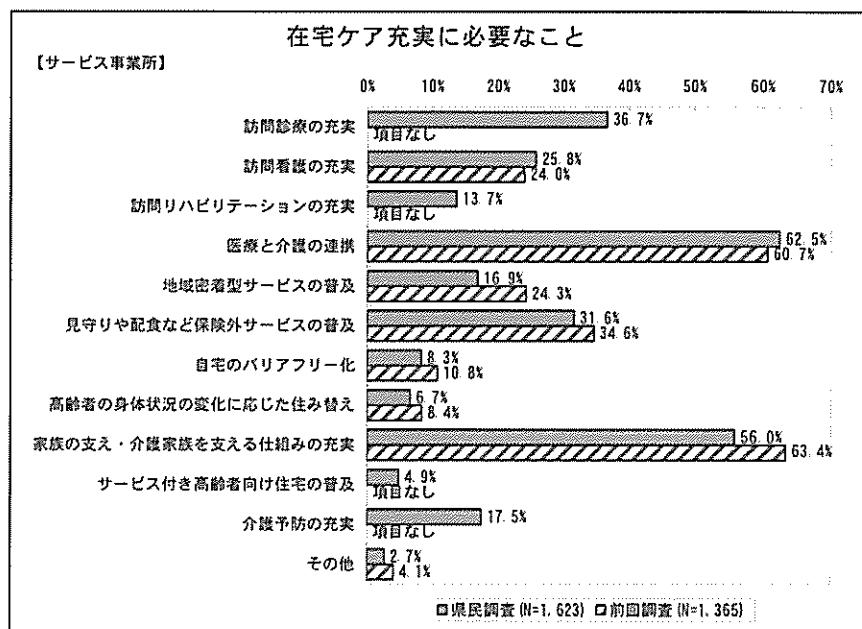
【現状と課題】

県民調査によると、若年者・一般高齢者とともに、自身に介護が必要になったときには、自宅で介護を受けたいと考えている人が、約6割になっています。

【資料編 図表3】

介護サービス事業所では、在宅ケアを充実していく上で、医療と介護の連携が重要だと考えています。一方、診療所の医師は、在宅医療・在宅ケアを推進するための重要な取組として、専門医療機関や複数の医療機関との連携体制の構築や、在宅生活を支える訪問看護など介護保険サービスの充実を図ることを挙げており、介護側も医療側も互いに連携することが重要だと考えています。[右図]

今後の高齢化の進展により、医療的ケアを必要とする在宅高齢者の増加が見込まれることから、在宅での医療ニーズは増大していくと考えられます。このため、在宅での介護のニーズに応えるためには、医療的ケアが必要な在宅高齢者への対応が必要です。従来の在宅医療においては、個々の医療機関がいわば「点」として取り組む傾向にありました、が、今後は多職種の連携が求められます。医療・介護の連携強化により、「面」的な整備に取り組み、在宅における医療的ケアを推進する必要があります。



【施策の展開】

医療・介護の連携強化

高齢化の更なる進展に伴う医療的ケアが必要な在宅高齢者の増加に対応するため、多職種間での情報共有など、在宅医療と介護の連携強化を図ります。

○ 多職種による連携体制の構築

診療所医師等の医療関係者の地域ケア会議への参画を促進するなど、地域包括支援センターを中心に、医療・介護・地域の関係者が互いに顔の見える関係づくりを図ります。

【実施主体：県・市町村・民間】

○ 医療・介護にかかる総合相談体制の整備

身近な地域包括支援センター等で、医療および介護に関する相談の受付・一括的な対応をワンストップで受けられるよう、相談体制の整備を進めます。 【実施主体：県・市町村】

○ 入退院時における医療・介護間の連携強化

高齢者の入退院時や緊急時における病院の医師・看護師と診療所等のかかりつけ医、ケアマネジャー、地域包括支援センター等との連携体制の強化を図ります。

【実施主体：県・市町村・民間】

○ I C T を活用した医療・介護連携のネットワークの構築

I C T を活用した地域医療ネットワーク基盤の整備を推進するとともに、業種、地域をまたぐ情報連携の共通ツールとなる「マイ健康カード」の導入を検討し、適切な医療・介護サービスの提供を実現するためのネットワークの構築を推進していきます。 【実施主体：県】

在宅における医療的ケアの推進

在宅における医療ニーズに対応するため、地域の診療所等を中心に在宅医療の提供体制を整えます。

○ 在宅医療を担う医師の確保、在宅医療提供体制の構築

医師に対する在宅医療への取り組みの啓発や在宅医療を担う診療所・医師の確保に努めます。また、在宅療養が必要な高齢者を支援するため、地域の診療所の連携体制を推進します。

【実施主体：県・市町村・民間】

○ 在宅療養を支える看護職員の確保、訪問看護等の提供体制の整備

在宅療養を支える看護職員確保のための対策を図るとともに、訪問看護事業所の看護職等に対する研修を行います。また、訪問看護事業所の充実や療養通所介護サービス事業所等の開設の促進を図ります。また、訪問看護師と病院看護師の情報交換や合同学習の場を設置します。

【実施主体：県・市町村・民間】

○ 在宅医療の推進

在宅歯科診療の推進、がん患者・認知症患者・難病患者、障害者等に対する在宅医療の取り組みを推進します。 【実施主体：県・民間】

○ 「看取り」への理解促進

在宅での看取りを可能にするため、サービス従事者の終末期ケアに関する技術の習得の促進や、介護家族の看取りに対する理解促進を図ります。 【実施主体：県・民間】

地域包括ケアシステムの構築

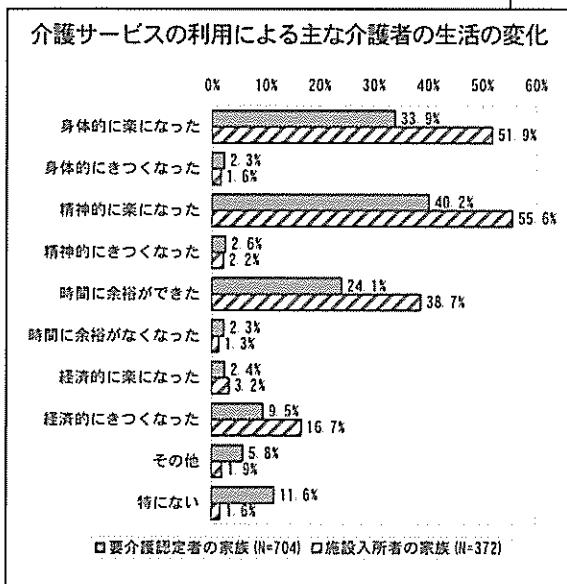
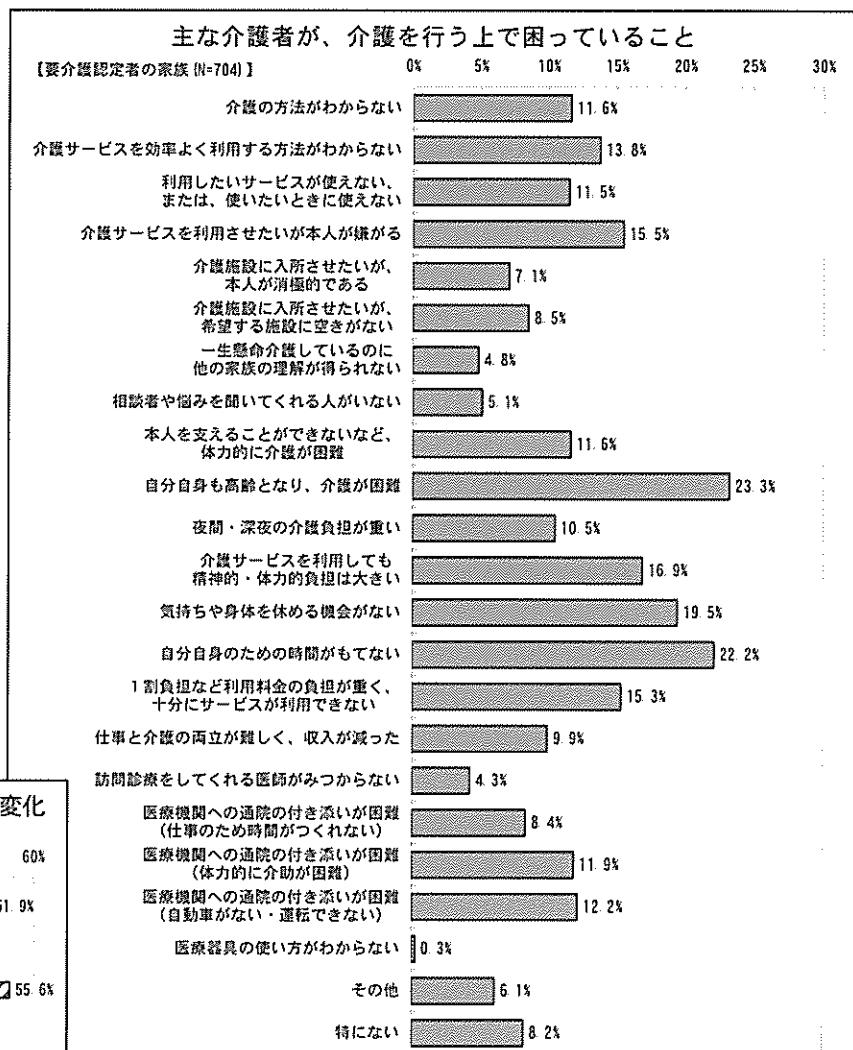
3 在宅介護サービスの充実

介護が必要になったとき、住み慣れた地域（自宅）で介護を受けることを希望している人が多いことから、自宅での介護を可能とする介護サービスを充実させるとともに、家族の負担軽減を図るために、在宅介護サービスを充実させます。

【現状と課題】

施策体系「2 在宅医療・介護連携の推進」で前掲したように、県民調査によると、自宅で介護を受けたいと考えている人が多くなっています。しかし他方で、在宅での介護は、場合によっては家族等への負担となっている状況も示されています。

要介護認定者の家族に、介護を行ううえで困っていることをたずねたところ、自分も高齢になり介護が困難・気持ちや身体を休める機会がない・自分の時間をもてない、といった身体的・精神的・時間的な負担が大きくなっています。[右図]



一方、介護サービスを利用している家族に、介護サービスの利用による自身の生活の変化をたずねたところ、身体的・精神的・時間的な負担が軽減されています。ただし、施設サービスの利用は居宅サービスの利用に比べ、経済的な負担が大きくなっています。[左図]

在宅介護のニーズに応えるためには、自宅での生活を可能な限り継続させる地域密着型介護サービスの普及を促進し、介護家族への支援により負担を軽減することなどが求められます。

【施策の展開】

地域密着型介護サービスの普及促進

介護が必要になったとき、住み慣れた地域（自宅）で介護を受けたいという希望を叶えるため、在宅を基本とした地域密着型介護サービスの普及促進を図ります。

○ 在宅介護を支援する地域密着型介護サービス基盤の拡充

地域医療介護総合確保基金を活用して、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護など地域密着型介護サービスの整備を促進します。 【実施主体：県・市町村】

○ 小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの普及促進

小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは、地域包括ケアシステムに不可欠なサービスであることから、市町村担当者や事業者に対して誘致や参入に必要な情報提供を行い、事業所の設置を促進します。 【実施主体：県・市町村】

○ 地域密着型介護サービスの円滑な利用を促進する取り組みの推進

住民のニーズの把握に努め、地域の実情に即した事業所を検討するなど、地域住民が円滑に利用できるよう取り組みを進めていきます。 【実施主体：県・市町村】

介護家族への支援

在宅で介護を続ける介護家族の負担軽減を図るため、レスパイト（休息）の機会を確保するなど介護家族を支援する取り組みを推進します。

○ レスパイトの機会を確保するための取り組みの推進

在宅の介護家族の負担軽減のため、介護サービスを円滑に利用できるように、ショートステイやデイサービス等在宅介護サービスに関する情報の提供や、レスパイト（休息）の機会を確保するために必要な環境整備を図ります。 【実施主体：県・市町村】

○ 相談体制の充実

介護保険サービスや家族で介護するための方法など、介護家族が気軽に相談できるよう、在宅介護支援センターや地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実を図ります。

【実施主体：県・市町村】

地域包括ケアシステムの構築

4 生活支援サービスの充実

高齢者のみで暮らす世帯が多く、そのような世帯の方は身近な日常生活での家事等について将来の不安を感じておられ、サポートを必要とされているため、高齢者に対する生活支援サービスを充実させます。

介護保険制度改革により、要支援者に対する訪問介護サービス及び通所介護サービスが、予防給付から、市町村が地域の実情に応じて実施する地域支援事業へ移行されるので、その受け皿となる多様な実施主体の確保に努めます。

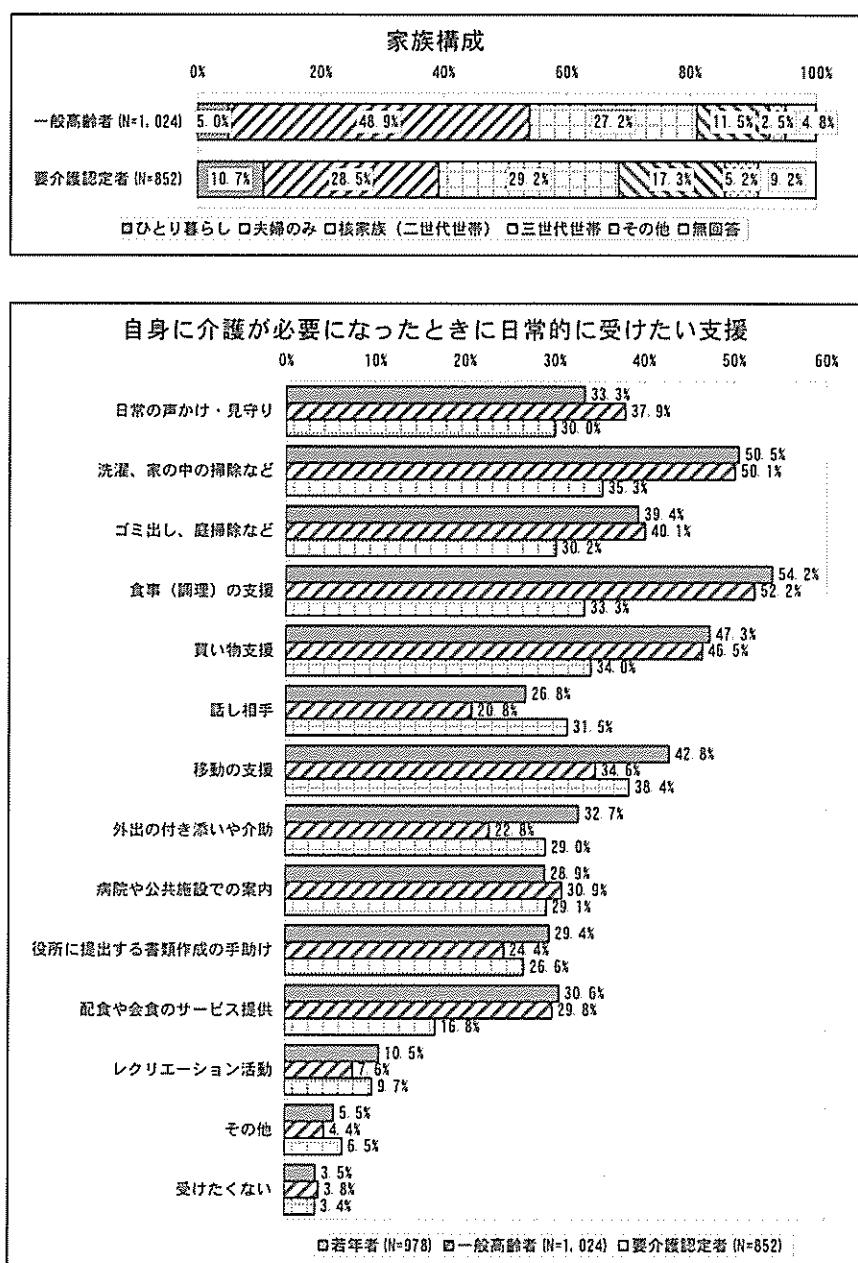
【現状と課題】

県民調査によると、一般高齢者の半数以上は高齢者のみの世帯であり、要介護認定者の約1割はひとり暮らしの世帯であるなど、高齢者のみで暮らす世帯が多くなっています。[右図]

自身に介護が必要になったときに日常的に受けたい支援をたずねたところ、若年者・一般高齢者では約5割の人が、食事の支援、洗濯・掃除、買い物支援を考えています。また、要介護認定者ではその3つに加えて、移動の支援や話し相手を望む人が多くなっています。[右図]

家事に対する将来の不安については、一般高齢者・要介護認定者とともに、食事の準備・洗濯・掃除・買い物といった日常の家事について、4～5割台の人が不安を感じています。[資料編図表4]

ひとり暮らしや高齢者のみで暮らす世帯が多いことや、日常の家事や外出などに不安を抱えて支援を望んでいる高齢者の多い状況を踏まえ、医療や介護以外にも、民間事業者との連携による日常生活支援サービスの充実や、高齢者の安全・安心を地域ぐるみで支えるサポート体制の整備など、多様なサービスの提供が求められます。



【施策の展開】

民間事業者等との連携による日常生活支援サービスの充実

高齢者のみで暮らす世帯等の日常生活の支援ニーズに対応するため、民間事業者や地域住民等との連携により、高齢者の日常生活への支援を充実します。

○ 生活支援コーディネーターの養成・活用

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の養成・活用を推進し、生活支援サービスの体制整備を図ります。 【実施主体：県・市町村・民間・県民】

○ ボランティアやNPOの育成

要支援者に対する訪問介護・通所介護サービスの地域支援事業への移行に伴い、サービスを提供するための受け皿となる多様な実施主体の確保を図るため、介護ボランティア・NPOの育成と活用を行います。 【実施主体：県・市町村・民間・県民】

○ 生活支援サービスを実施する事業者の誘致

配食や買い物、見守りなどの日常生活を支援するために、高齢者向けの生活支援サービスを実施する事業者の誘致・起業を推進します。 【実施主体：県・市町村・民間】

○ 民間事業者等との連携による見守り体制の充実

生協や郵便局、新聞・牛乳配達業者、コンビニエンスストア、社会福祉協議会、老人クラブなどと連携し、高齢者の見守り体制の構築を進めます。 【実施主体：県・市町村・民間】

高齢者の安全・安心を支えるサポート体制の充実

高齢者が地域で安全に安心して暮らせるよう、地域における多様な主体によるサポート体制の充実や環境づくりを図ります。

○ 成年後見制度を活用した高齢者の権利擁護の推進

市町村及び地域包括支援センターなどの相談体制の充実、関係機関の連携促進、成年後見制度の普及・啓発、受任者の養成等に取り組み、虐待防止をはじめとした高齢者の権利擁護を推進します。 【実施主体：県・市町村・民間】

○ 交通安全対策の推進

高齢者の交通事故を防止するため、交通事故対策として、高齢者の行動や事故要因の分析等を行い、これに基づいた総合的な対策に取り組み、被害者も加害者も出さない安全なまちづくりをめざします。 【実施主体：県・市町村・警察・民間】

○ 高齢者を犯罪等から守る対策の推進

高齢者が特殊詐欺などの犯罪被害や悪質商法等の被害に遭わないよう、犯罪事例や悪質商法の手口の情報提供等による啓発に努め、地域で協議会を設置し、地域ぐるみで見守り活動を実施する等、高齢者本人や家族、地域における被害の発生を防止するための対策を推進します。 【実施主体：県・市町村・警察・民間・県民】

地域包括ケアシステムの構築

5 認知症高齢者への対応の充実

今後、高齢化の進展により、認知症高齢者の急増が見込まれることから、国において新たに「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)が策定されました。本県においても、この「認知症施策推進総合戦略」に基づき、認知症になつても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域や自宅で暮らし続けられるよう、認知症高齢者への対応の充実に取り組みます。

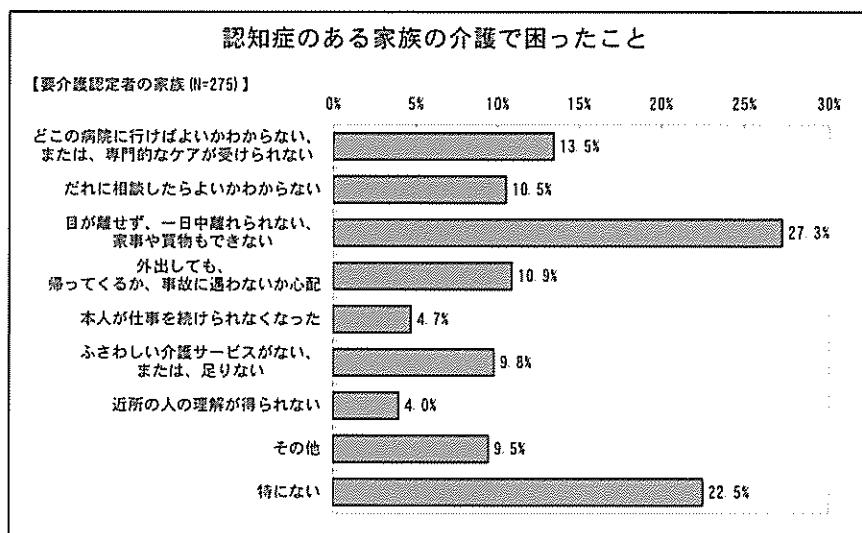
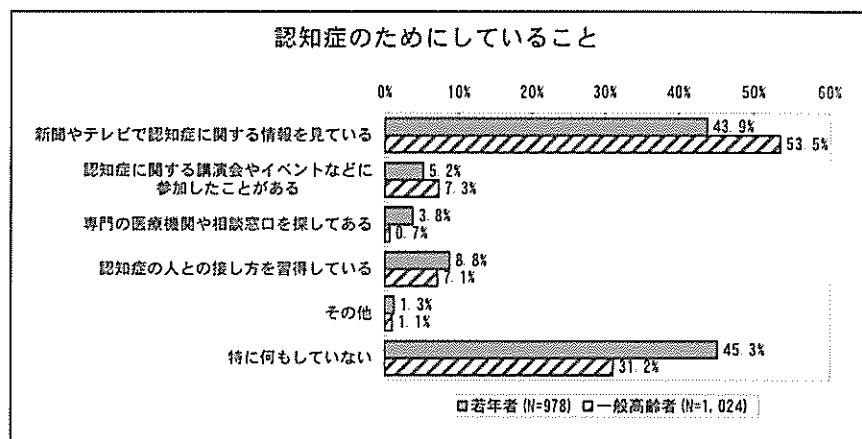
【現状と課題】

県民調査によると、認知症対策については、特に何もしていない人が多く（若年者 45.3%、一般高齢者 31.2%）、何かしているといつても、新聞などで情報を見ている程度の人が大部分という状況です（若年者 43.9%、一般高齢者 53.5%）。[右図]

また、要介護認定者の家族に、認知症状のある家族の介護で困っていることをたずねたところ、本人から目を離せないことや、どのような対応をすればよいのかわからないといったことで困っている人が多くなっています。[右図]

認知症予防のための知識、自分や身近な人の変化に気づいて早期診断・診療につなげるための知識、地域の認知症の人への理解を深めるための知識など、認知症に関する正しい知識の普及が求められています。特に、認知症により地域での暮らしに支障が生じる前に、早期から対応して、状態に応じた適切なサービス提供を可能にするような仕組みの構築が必要です。

さらに、家族の負担を軽減するためには、地域での見守り体制の構築や、認知症介護従事者の養成、グループホームの充実や医療機関との連携など、認知症にかかる医療・介護サービス基盤の整備が求められています。



【施策の展開】

認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

認知症高齢者の介護に関して困ることがないよう、認知症の人やその家族の視点に立って、認知症に関する正しい知識及び認知症ケアパスの普及を促進します。

○ 認知症に関する普及啓発活動

食事や口腔ケア、運動などの生活習慣の改善や知的活動習慣の普及など早期からの認知症予防を啓発するとともに、認知症の兆候・シグナルを知り、自己や身近な人の変化に気づき、早期に適切な対応をするために必要な知識の普及を、進めます。

【実施主体：県・市町村・民間】

○ 認知症ケアパスの普及促進

市町村における、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れである認知症ケアパスの普及を図ります。

【実施主体：県・市町村】

○ 認知症に関わる専門職への支援

認知症の早期発見・診断や医療と連携した適切なケアが提供されるよう、医師や介護従事者など認知症に関わる多職種の専門性の向上に向けた支援を実施します。【実施主体：県・市町村】

認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

急増する認知症高齢者を地域で支えるため、グループホームの整備や認知症サポート医の養成等、認知症高齢者の医療・介護サービス基盤の整備を推進します。

○ 認知症高齢者に対応した介護サービス基盤の整備

認知症高齢者グループホームや認知症高齢者の短期的な受入れ施設の充実等、認知症高齢者に適した介護サービス基盤の整備を推進します。

【実施主体：県・市町村】

○ 医療機関と連携した地域における認知症ケア体制の強化

市町村における認知症初期集中支援チームの設置及び認知症地域支援推進員の配置を推進するとともに、地域包括支援センター、かかりつけ医、認知症サポート医、専門医療機関、認知症疾患医療センター等が緊密に連携した地域における認知症ケア体制の強化を図ります。

【実施主体：県・市町村】

○ 認知症への理解に基づく医療・介護サービスの普及・充実

医師、看護師、ケアマネジャー、介護福祉士、ヘルパーなど、認知症の人を支える多職種を対象に、認知症対応力向上のための研修を実施し、医療・介護サービスの充実を図ります。

【実施主体：県・市町村・民間】

○ 地域の団体やネットワークを利用した見守り体制の構築

認知症サポーターの養成を推進し、介護者同士の交流会や関係者によるネットワーク会議を開催するなど、認知症の方と家族介護者を地域全体で見守り、支える体制づくりを進めます。

【実施主体：県・市町村・県民】

地域包括ケアシステムの構築

6 暮らしやすい住まいづくり・まちづくりの推進

高齢化の進展により、今後も高齢者のみで暮らす世帯の増加が見込まれることから、高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者の身体の特性や生活ニーズに対応した生活環境を整備し、暮らしやすい住まいづくり・まちづくりを推進します。

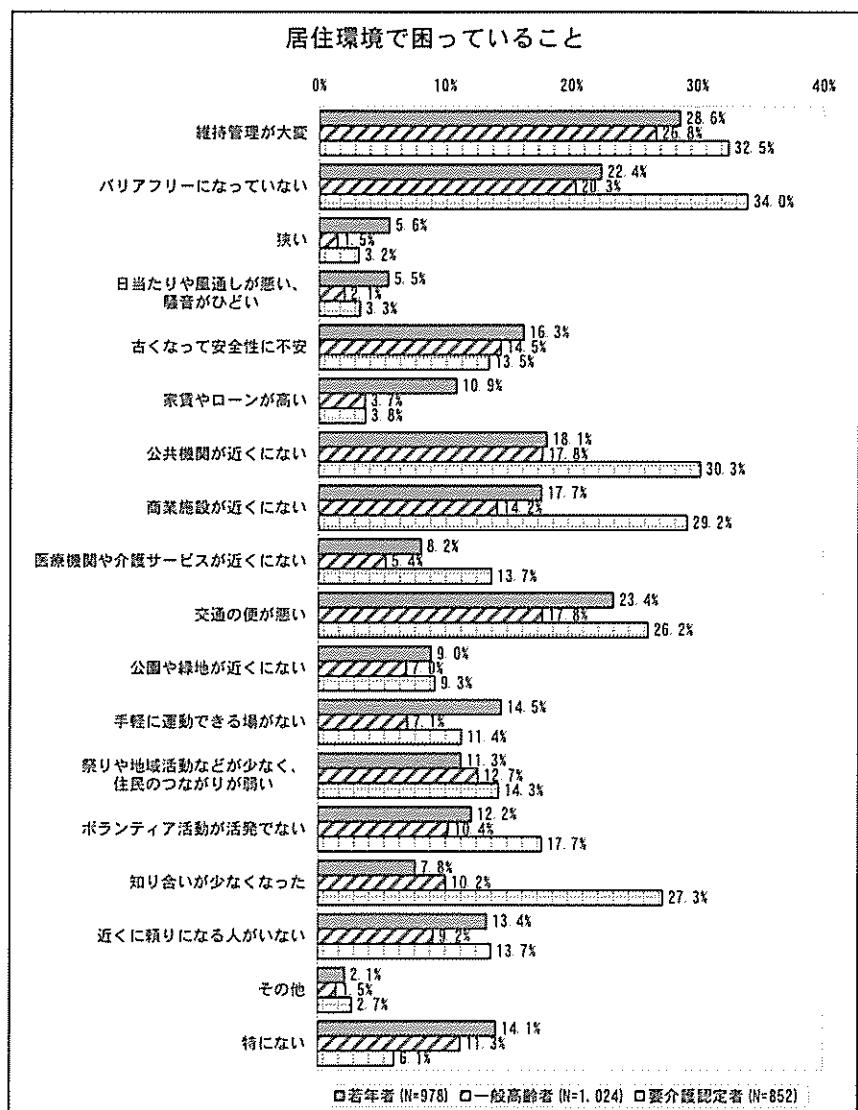
【現状と課題】

県民調査によると、住まいや周囲の環境で不便に感じていることについては、要介護認定者では、若年者・一般高齢者に比べて、バリアフリーになっていない、公共機関・商業施設が近くにない、知り合いが少ない、といったことで困っている人が多い傾向にあります。[右図]

また、高齢者が暮らしやすいまちをつくるために行政が取り組むべき事項をたずねたところ、若年者・一般高齢者・要介護認定者・施設入所者の家族すべてにおいて、福祉や介護サービスの充実や情報提供、相談窓口の整備が求められています。要介護認定者では、公共交通機関や移動支援の充実、買い物支援といった要望が次いで多くなっています。[資料編 図表5]

また、自身が不安を感じていることについては、若年者・一般高齢者・要介護認定者のいずれにおいても、災害時の避難方法や場所への不安が、前回調査と比較して7ポイント台の増加をみせています（若年者 11.8%、一般高齢者 12.8%、要介護認定者 15.5%）。[資料編 図表6・7・8]

施策体系「4 生活支援サービスの充実」で前掲したように、高齢者のみで暮らす世帯が多くなっている状況においては、介護を必要とする高齢者のためには住まいのバリアフリー化や移動・買い物支援を推進するといったように、高齢者の身体の特性に配慮した多様な住まいを充実させ、ライフスタイルに応じて、高齢者のためのまちづくりを進める必要があります。



【施策の展開】

高齢者の身体の特性に配慮した住まいの充実

高齢者のみで暮らす世帯の増加を踏まえ、高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者の身体の特性に配慮した住まいの充実を図ります。

○ 高齢者のニーズを踏まえた賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進

介護や医療と連携して高齢者の安心を支えるサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者居宅生活支援体制の確保された賃貸住宅や老人ホームの供給促進を図ります。

【実施主体：県・市町村・民間】

○ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅への居住促進

高齢者が在宅で安全に日常生活を送ることができるように、適切なバリアフリーリフォームの促進や、賃貸住宅等への住み替えを希望する高齢者への支援体制の整備など、高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅への居住を促進します。 【実施主体：県・市町村・民間】

○ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化

高齢者であることを理由に入居を拒否するなど、賃貸住宅での円滑な入居を阻害する要因を解消するため、サービス付き高齢者向け住宅等の登録住宅の管理の適正化や終身賃貸事業の導入等により、入居高齢者の保護を図り、高齢者の住宅セーフティネットの構築を推進します。

【実施主体：県・市町村・民間】

高齢者のためのまちづくり

高齢者がいきいきと暮らせるように、高齢者の多様なニーズに対応した生活環境の整備など、高齢者のためのまちづくりを推進します。

○ 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりの検討

医療や介護サービスを受けながら、住み慣れた環境で生活が営める医療を中心としたまちづくりの検討を進めます。また、住宅地周辺に集積している各種公共施設等の連携を活かしたまちづくりや、河川空間を活用した川辺のまちづくりなどをモデルに、地域にあったまちづくりを進めます。 【実施主体：県・市町村】

○ 誰もが安心して暮らせるモビリティの確保

通院や買物等の日常生活に必要な移動に不安を感じることなく、県民誰もが便利に暮らせるように、安心した暮らしを支えるコミュニティバスなどモビリティ（移動の利便性等）の確保に取り組みます。 【実施主体：県・市町村・民間】

○ 高齢者を災害から守る対策の充実

災害時における要援護高齢者への対応のため、日頃より福祉避難所の確保に努め、緊急情報等の伝達手段を整備しておくなど、災害から守る対策の充実を図ります。

【実施主体：県・市町村・民間・県民】

介護人材の確保及び介護保険制度の着実な運営

7 介護人材の確保、魅力ある介護職場づくり

今後、高齢化の進展により介護保険制度の安定運営に不可欠な介護人材のニーズがますます高まることが見込まれますが、介護現場では人材の不足感があるため、介護人材の確保、魅力ある介護職場づくりを進めます。

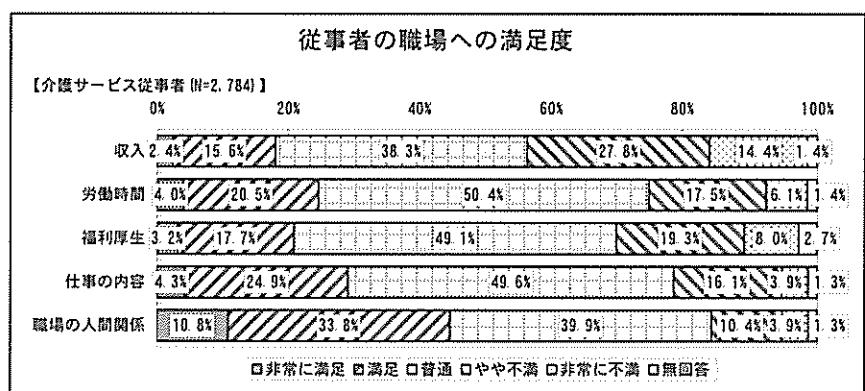
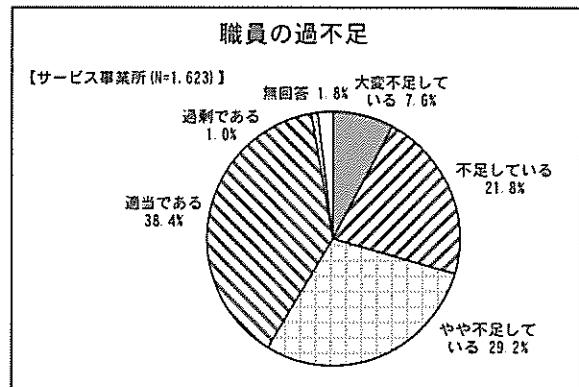
【現状と課題】

県民調査によると、サービス事業所の約6割(58.6%)で、職員が不足していると回答しています。[右図]

介護サービス従事者に、現在の仕事や職場に満足しているかをたずねたところ、収入・労働時間・福利厚生といった待遇面での満足度が低い傾向にあります。しかし、職場の人間関係や仕事の内容については、待遇面に比べて、不満が少なくなっています。

[右図]

また、介護サービス従事者に、介護の仕事をするうえでの悩みや不安、負担感をたずねたところ、給与が少ない(52.7%)・有給休暇がとりにくい(41.5%)といった勤務条件や、仕事の内容が一般に理解されていない(31.5%)といった社会的評価についての悩みや不安が多くなっています。[資料編 図表9]



さらに、介護サービス従事者に、就労環境の改善に必要だと思うことをたずねたところ、給与や休暇などの待遇面での改善(59.3%)に加えて、知識や技能取得のための研修の充実(51.2%)、研修参加や資格取得のための金銭的・時間的な支援(それぞれ40.1%・37.5%)が多くあげられています。[資料編 図表10]

サービス事業所に、職員定着のための取り組みをたずねたところ、待遇の改善や、多様な研修が実施されています。[資料編 図表11]

よって、介護職場への就業の気運を高めることによって、優れた介護人材の育成・確保を図ることが必要になります。また、事業者の職員定着の取り組みが一層充実するように支援するなど、働きやすく、魅力的な介護職場づくりが必要です。

【施策の展開】

優れた介護人材の育成・確保

今後ますます必要となる介護人材を確保するため、介護人材の育成を図るとともに、就業促進、定着促進等を図ります。

○ 介護サービスの基盤を支える人材の養成

県立高等学校や指定養成研修事業者等において、介護サービスの根幹を担う介護福祉士や訪問介護員の養成を行うほか、県において専門職の資質向上のための研修を実施します。また、EPA（経済連携協定）の積極的な活用を図ります。

【実施主体：県・民間】

○ 就職ガイダンスや就職フェアの開催等による介護職場への就業促進

福祉人材センターが開催する介護人材確保のためのイベント等により、就業への気運の醸成を図ります。

【実施主体：県・民間】

○ 人材定着の促進

定着支援セミナーや新人セミナーの開催や、アンケート調査を実施し実態を把握することにより、仕事を続けていくことを支援します。

【実施主体：県・民間】

○ 医療的ケアを実施する介護職員等の確保及び資質の向上

医療的ケア（たんの吸引等）を必要とする利用者等に対し、安全かつ確実に介護サービスを提供できる介護職員の確保及び資質の向上を図ります。

【実施主体：県・民間】

働きやすく、魅力的な介護職場づくり

介護現場における待遇改善やキャリアパスの導入促進等により、働きやすく、魅力的な介護職場づくりを推進します。

○ 介護職員の待遇改善に向けた事業者支援の充実

社会福祉団体等と連携し、介護や福祉の事業者の質の向上を積極的に支援し、魅力ある介護・福祉の職場づくりの基礎的な環境を整え、介護従事者の待遇改善につながるような取り組みを推進します。

【実施主体：県】

○ 介護職員のキャリアアップシステムの確立

介護職員が将来に向けて展望を持つことができるよう、経験や資格取得を反映した人事・給与体系の確立に向けた取り組みを進めます。

【実施主体：県・民間】

○ 介護職員の社会的評価の向上

介護職員の社会的評価を向上させるとともに、若い世代へ向けた、介護職の魅力やこれから社会的重要度の高まりをアピールする取り組みを関係機関と連携して進めます。

【実施主体：県・民間】

介護人材の確保及び介護保険制度の着実な運営

8 介護保険制度の着実・円滑な運営

高齢化の進展に伴う要介護者の増加等により介護ニーズが増大する中、核家族化、介護者の高齢化などにより、高齢者を社会全体で支える介護保険制度の役割の重要性が高まっており、介護保険制度の持続可能性を維持するため、制度の着実・円滑な運営を図ります。

【現状と課題】

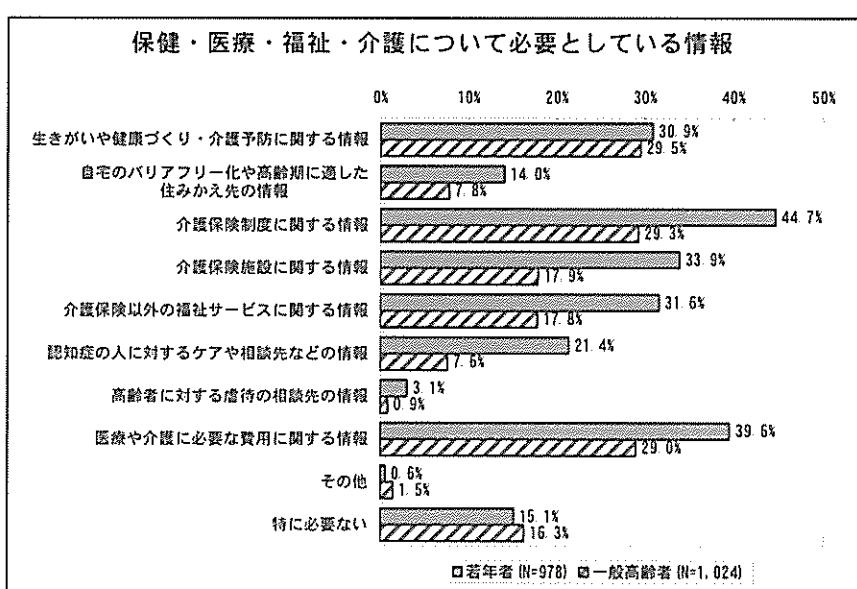
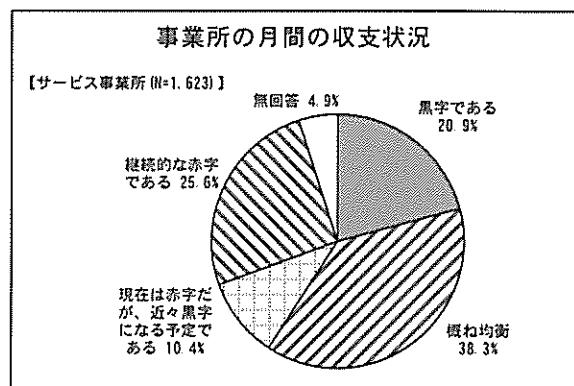
県民調査によると、サービス事業所の月間の収支状況については、約6割（59.2%）では黒字あるいは概ね均衡ですが、他方で、25.6%では継続的な赤字になっています。[右図]

介護保険を適正に運営していくためには、それぞれの事業所の適正な運営を可能にするような取り組みが課題になるといえます。

また、介護や保健、医療等に関してどのような情報がほしいかをたずねたところ、若年者・一般高齢者ともに、介護保険制度に関する情報を必要としている人が多くなっています（若年者44.7%、一般高齢者29.3%）。[右図]

介護保険制度とは、保険料を保険者（市町村）ごとに決定するなど、地域の実状にもとづいて運営される制度です。そのため、県民が各保険者の介護保険制度の運営について理解できるよう、必要な情報をわかりやすく提供することが求められます。

利用者への情報提供や保険者や事業者への支援を行い、介護保険制度の着実な運営を目指すとともに、介護サービスの充実と質の向上を図る必要があります。



【施策の展開】

介護保険制度の着実な運営

高齢化の進展に伴い介護ニーズの増大が見込まれる中、介護保険制度の持続可能性を維持できるよう、介護保険制度の着実な運営を図ります。

○ 介護保険制度の着実・円滑な運営

高齢者介護の根幹である介護保険制度が安定して運営されるよう、介護サービス基盤の着実な整備を推進すること等広域的な調整の観点から保険者を支援します。 【実施主体：県】

○ 介護保険制度に関する情報提供の充実

介護保険制度を利用するにあたり、必要とされる情報の提供の充実を図ります。また、平成27年4月より実施される介護保険制度の大幅な制度改正について、県民にわかりやすく周知します。 【実施主体：県・市町村】

○ 給付の適正化への取組み

適正な要介護（要支援）認定の実施、利用者が真に必要なサービスのケアプラン作成、事業所の適正なサービス提供・介護報酬請求などについて、実施目標を立て、保険者と協力して給付の適正化に取り組みます。 【実施主体：県・市町村】

○ 不正な事業者の排除

市町村と連携して公正かつ機動的に指導・監査を実施し、不正な事業者を排除することにより介護保険制度への信頼を確保します。 【実施主体：県・市町村】

介護サービスの充実と質の向上

介護保険制度を円滑に運営するため、介護サービス基盤の整備を行うとともに、サービスの質の向上を図ります。

○ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など介護保険施設の着実な整備推進

自宅での介護が困難な重度の要介護者の受け入れや、日常生活能力を維持・向上するためのリハビリを行う施設のバランスを考慮した、計画的な整備を推進します。

【実施主体：県・市町村】

○ 介護サービスの質の向上のためのサポート

介護サービス事業者が事業運営やサービス提供にあたって必要とする情報の提供に努め、安心して利用できる質の高い運営ができる環境づくりに取り組みます。

【実施主体：県・市町村・民間】

○ 介護事業所における雇用についてのコンプライアンスの徹底

介護サービス事業者の職員の雇用について、集団指導や実地指導等の機会を通じて、雇用条件の明示、労働時間や職員の健康管理など雇用に関するコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図り、健全な職場環境の維持に努めます。 【実施主体：県・市町村・民間】

高齢者の生きがいづくりの推進

9 健康づくり・介護予防の推進

健康な人ほど生活が充実しており、また、多くの人が健康づくりや趣味・生きがいを持つことを意識されています。高齢者がいきいきと健やかに暮らす健康寿命日本一の奈良県を目指して、健康づくり・介護予防を推進します。

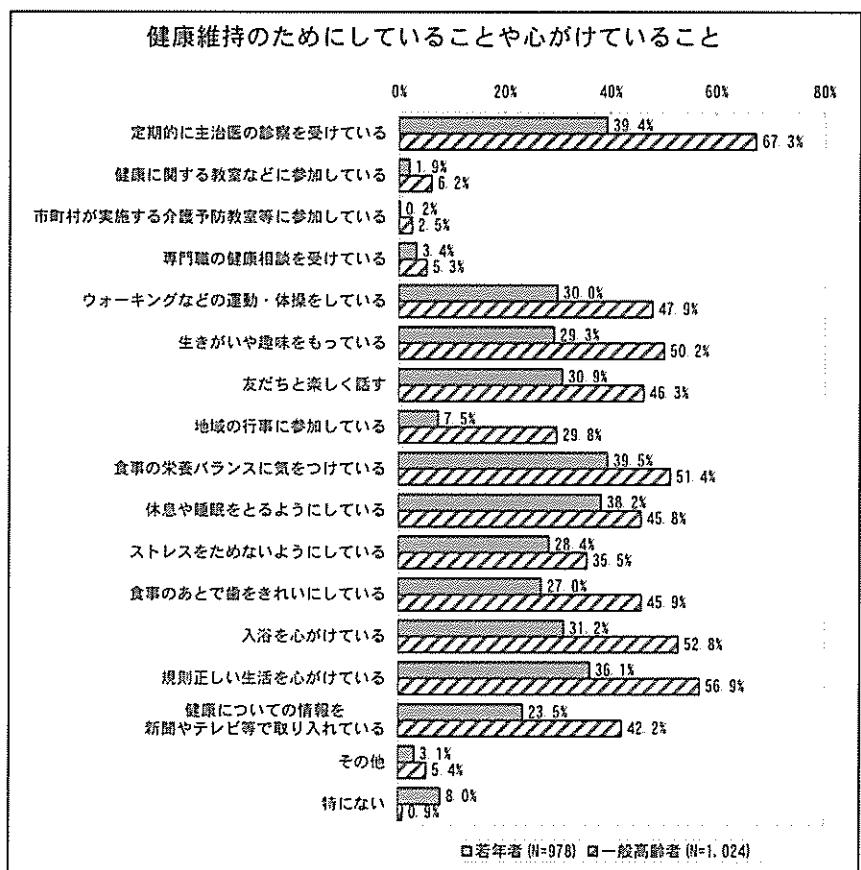
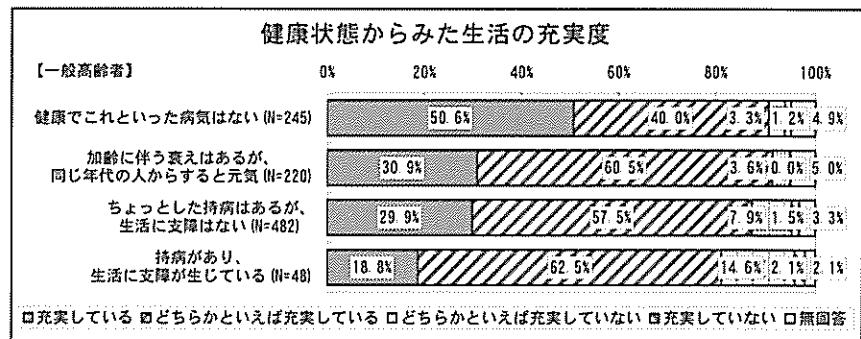
【現状と課題】

県民調査によれば、健康状態別に生活の充実度をみると、一般高齢者では、健康な人ほど生活が充実している傾向にあります。これといった病気のない人では、約5割（50.6%）が高い充実感を抱いています。[右図]

健康維持のためにしていることや心がけていることをたずねたところ、一般高齢者では、定期的な主治医の診察、規則正しい生活・入浴の心がけ、食事の栄養バランスへの留意、生きがいや趣味の保持、運動・体操の実践などを行っている人が多くなっています。また、全体として、一般高齢者は若年者に比べて、健康維持のためにしていることや心がけていることが多い傾向にあります。[右図]

さらに、施策体系「8 介護保険制度の着実・円滑な運営」で前掲したように、若年者・一般高齢者ともに、生きがいや健康づくり、介護予防に関する情報を求める人が多い傾向にあります（若年者30.9%、一般高齢者29.5%）。[64ページ下図]

よって、若年者を含めた広い年齢層に対して、気軽に取り組める健康づくりについての情報の提供を行うなどによって健康的な生活習慣の推進を図るとともに、体や脳を動かす機会を増やすためにも、スポーツ活動・文化活動を推進する必要があります。



【施策の展開】

健康的な生活習慣の推進

健康で充実した生活が送れるよう、介護予防や健康を維持するための生活習慣を推進します。

○ 市町村等と連携した健診（検診）の受診促進

市町村国保と連携して特定健診の受診促進を図ります。また、「がん検診を受けよう！」奈良県民会議の開催や市町村等と連携したがん予防の啓発のほか、がん検診受診率向上のため対象者への個別勧奨の実施など、早期発見・早期治療に努めます。【実施主体：県・市町村・県民】

○ みんなで取り組む介護予防の推進

介護予防に携わる職員等の資質向上を図るとともに、高齢者の健康の維持・増進に向けた取組を推進する健康長寿共同事業実行委員会との連携により、地域の状況に応じた運動や低栄養を改善する食生活、口腔清掃・管理等の口腔ケア、嚥下の訓練などの指導・普及啓発等の実践的取組を展開します。
【実施主体：県・後期高齢者医療広域連合】

○ 県民の健康づくり・介護予防等に効果的な情報の発信

健康づくりや介護予防等に関して、イベントの開催や携帯端末等を活用した取組方法の検討を行うとともに、広報誌やインターネットなど多様な媒体を通じた効果的な情報を発信します。また、県民の健康に関する状況を把握する調査を定期的に実施し、実態に即した健康づくりの取り組みを進めます。
【実施主体：県】

○ 健康づくりがしやすいまちづくりの推進

健康づくりのための情報発信や交流等を行う健康ステーションなど、地域の身近なところに健康づくりの拠点を整備するとともに、地域のコミュニティを活用したネットワークを構築するなど、健康づくりがしやすいまちづくりを推進します。【実施主体：県・市町村・県民】

スポーツ活動・文化活動の推進

高齢者の生きがいづくりや健康づくりにつなげるため、体や脳を動かすスポーツ活動や文化活動を推進します。

○ 高齢者が運動・スポーツに取り組むきっかけづくり

地域におけるラジオ体操による健康づくりやスポーツ等のイベントの拡充を図るとともに、身近な公共施設や民間施設を活用、整備することによる、まち中における運動・スポーツ環境の整備を推進します。
【実施主体：県・市町村・民間】

○ 高齢者の活動発表の場の提供

高齢者のスポーツ活動や文化活動を推進するため、スポーツと文化の総合イベントを開催するなど、日頃の成果の発表の場や、活動の励みとなる機会を提供します。【実施主体：県・民間】

○ 高齢者が生涯学べる「学び」の場・文化に親しむ場の提供

人生を有意義に過ごすことができるよう、いくつになっても教養を高め、心を豊かにする活動等を推進します。
【実施主体：県・市町村・民間】

高齢者の生きがいづくりの推進

10 社会参加の促進

外出の頻度が高い人ほど生活が充実している傾向があり、高齢者が地域社会に関わり続けることが重要であるため、高齢者が外出し、地域社会と関わる機会を確保します。また、少子高齢化が進展する中、元気な高齢者に地域を支える役割を担っていただくためにも、高齢者の社会参加の促進に努めます。

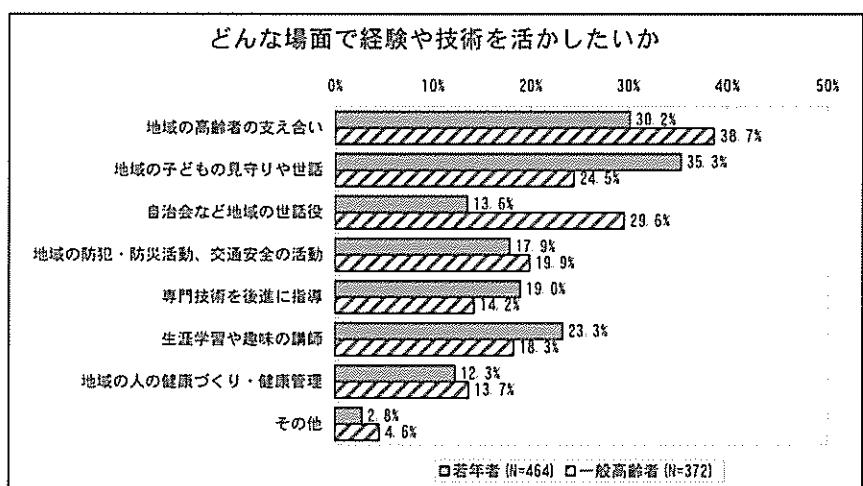
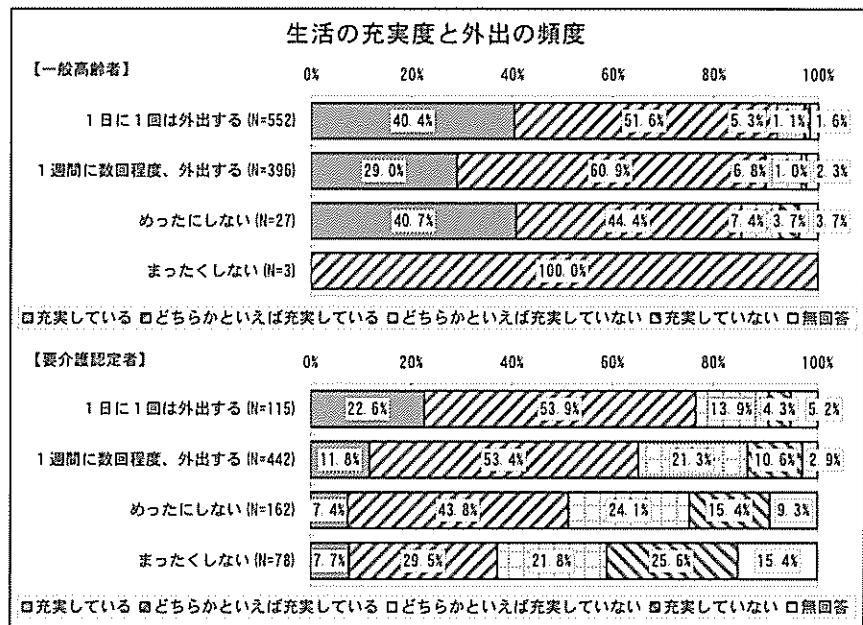
【現状と課題】

県民調査によれば、外出頻度別に生活の充実度をみると、一般高齢者・要介護認定者ともに、外出頻度の高い人ほど生活は充実しており、特に要介護認定者ではその傾向が顕著になっています。[右図]

外出や外出にともなうコミュニケーションは、社会参加の基本であり、個人が生きる意欲を感じるきっかけとなるため、高齢者の外出機会の確保についての配慮が必要になります。

また、高齢期にそれまでの生活で身につけた経験や技術を活かしたいと考えている人に、どのような場面で経験や技術を活かしたいかをたずねたところ、一般高齢者では、地域の高齢者の支え合いや、自治会など地域の世話役に、経験や技術を活かしたい人が多くなっています。[右図]

高齢者に地域社会での役割を担ってもらうことが、住民同士の良好な関係を構築し、高齢者の生活の質を向上させ健康を保持するうえでも重要であることから、社会参加のモデルを提示するなど、社会参加の意欲のある高齢者の背中を押すようなきっかけづくりが求められています。高齢者の外出やコミュニケーションを促進するため、地域社会と交流を図る活動を推進し、さらに、培った経験を活かして、地域社会に貢献する活動を推進する必要があります。



【施策の展開】

地域社会と交流を図る活動の推進

高齢者の外出やコミュニケーションを促進するため、老人クラブでの活動や身近な仲間とのグループ活動など地域社会での交流活動を推進します。

○ 高齢者の生きがいづくりと地域活動の推進

高齢者の社会活動に関する情報の発信、文化やボランティアに関する活動の場づくりを行います。また、老人クラブや社会福祉協議会など民間団体等が行う地域活動を支援します。

【実施主体：県・市町村・民間・県民】

○ 高齢者が人との関わりを持ち続けることができる社会づくり

社会参加意欲のある高齢者を活用した、高齢者どうしの相互支援の推進や、高齢者の社会参加の機会を創出する取組を推進します。

【実施主体：県・市町村・県民】

地域社会に貢献する活動の推進

高齢者がこれまで培った知識や経験を活かし、支援を必要とする高齢者や地域を支える役割を担うとともに、貢献による充実感が得られる取組みを推進します。

○ 生きがい就労の促進、ビジネスモデルづくり

高齢者自身の生きがいのための就労や、自らの活動により地域の課題解決を目指すなど、地域ニーズに対応した事業の立ち上げを行う高齢者主体のグループの支援を行います。

【実施主体：県・県民】

○ 高齢者リーダーの養成

これまで培った経験や知識を活かして地域で活動できる実践者を養成し、高齢者の地域活動をサポートします。

【実施主体：県・市町村・民間・県民】

○ 高齢者の就業の支援

就業を希望する高齢者の就労相談や就業機会を提供する団体の育成など、高齢者の意欲及び能力に応じた多様な就業の機会の確保に努めます。また、起業家に対する支援を行います。

【実施主体：県・市町村・民間】

○ 多様な農業の担い手としての高齢者の経験や能力の活用

販売を目的とした農業で働きたいと考えている定年退職者や、本格的な営農を目指す意欲あるシニア世代に対し、基礎的な知識や栽培の技術についての実践的な研修を行うなど、就農を支援します。

【実施主体：県・民間・県民】

県民への啓発

急速に高齢化が進み、高齢者を社会全体で支える「介護保険制度」の役割が重要となっている中、介護保険制度の持続可能性を維持し、また、たとえ介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、「地域包括ケアシステム」の構築を推進する必要があります。

そこで、県民一人ひとりが介護保険制度の理解を深め、健康づくりや介護予防への取組みを推進し、高齢者を地域みんなで支え合うという文化が醸成されるよう、県民への啓発を図ります。

介護保険制度の周知・理解の促進

介護保険制度の持続可能性を維持するためには、県民一人ひとりが介護保険制度を十分に理解することが重要です。平成27年4月より大幅に改正される介護保険制度について、平成27年度を制度周知強化期間と定め、介護保険制度に関する県独自のパンフレット、広報紙、県のホームページ、県政出前トークなど、様々な媒体による情報発信や、介護に関する啓発イベント等を通して、県民や地域包括ケアシステム構築の要となる民生委員等の関係者へわかりやすく周知し、介護保険制度の理解促進を図ります。

健康づくり・介護予防の意識啓発

高齢者が、いつまでも元気にいきいきと暮らし続けるためには、県民自らが健康を意識し、自ら要介護状態となることを予防するため、健康づくり、介護予防に努めていくことが重要です。身近な地域での健康づくりや介護予防の取り組みや効果的な情報を、多様な媒体を通じてわかりやすく提供することにより、県民の健康づくりの普及啓発を図り、介護予防を推進します。

高齢者をみんなで支え合う文化の醸成

高齢者が、たとえ介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためのしくみである「地域包括ケアシステム」の構築には、県民の協力が必要です。高齢者の見守りやゴミ出しの手伝いなど、生活支援の担い手としての地域社会への県民の参加を促進するとともに、高齢者を、地域のみんなで支え合う文化が醸成されていくような取り組みを進めます。

市町村への支援

(1) 地域のネットワークづくり構築に向けた支援

地域包括ケアシステムの構築や、新たに市町村が実施する地域支援事業に位置づけられた「在宅医療と介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援サービスの体制整備」等を推進するために必要となる、医療、各種団体、NPO、民間企業等、多様な主体とのネットワークを市町村が構築するにあたり、広域的な立場での関係機関との調整や、地域包括支援センターに対し情報交換の場の提供や職員研修などネットワーク構築に向け支援を行います。

(2) 高齢者の日常生活を支援する体制づくりの支援

要支援者に対する訪問介護・通所介護サービスの地域支援事業への移行を円滑に進めるため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の養成や、相談への助言、好事例などの収集・情報提供を行い、高齢者社会資源情報の把握とその活用、及び介護ボランティアの育成・活用等の支えあいの仕組みづくりに取り組む市町村への支援を行います。

(3) モデルプロジェクトの実施、成果のPR等による支援

健康長寿まちづくり検討会議による部局横断的な検討やモデルプロジェクトを実施し、その取り組み状況や成果を市町村へ情報提供することにより、市町村の地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築の推進を支援します。

(4) 介護保険制度の円滑な運営に向けた支援

就業促進、定着促進を図ることによる介護保険制度を支える介護人材の育成・確保、介護サービス事業者に対する助言など、介護サービスの充実と質の向上を図るとともに、介護保険施設の着実な整備の推進、市町村における地域密着型サービスの拡充に向けた指導等により、介護サービス基盤の着実な整備を推進し、市町村での介護保険制度の円滑運営に向けた支援を行います。

